

10月
から

水痘（水ぼうそう）と、高齢者等 肺炎球菌の予防接種が始まります



これまで任意接種（希望者が医療機関等にて、自費で受ける予防接種）であった、水痘（水ぼうそう）および高齢者等肺炎球菌の予防接種が10月より定期接種となります。

詳細は、町ホームページのほか、対象者へ個別に通知していますので、ご確認のうえ接種を行ってください。

また、対象になると思われる方で通知が届いていない場合や、不明な点は下記までご連絡ください。

水痘（水ぼうそう） 予防接種

【対象年齢】

生後12月から35月までの方（ただし、平成26年度に限り、生後12月から59月までの方）。

※既に水痘にかかったことがある方や、任意接種を行った方は対象外。

【接種回数】

○生後12月から35月まで2回接種（3か月（標準的）には6

か月）以上の間隔をあけます）

○生後36月から59月まで1回接種（平成26年度中に限る）

【接種費用】 無料

【接種会場】

○八雲地域：シルバープラザ
○熊石地域：熊石国保病院

高齢者等肺炎球菌 予防接種

① 65歳の方（ただし、平成26年度に限り、各年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方および平成26年度に限り101歳以上となる方）

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方

※過去に1回でも肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けた方は対象外。

【接種回数】 1回接種

【接種費用】

自己負担額4,000円

【接種会場】 各医療機関

【問い合わせ先】

・保健福祉課健康推進係

（シルバープラザ内）

☎0137-64-2111

・熊石総合支所住民サービス課

平成26年度対象者①に該当する 生年月日

年齢	生年月日
65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日
70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日
75歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日
80歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日
85歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日
90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日
95歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日
100歳	大正3年4月2日～大正4年4月1日
101歳以上	大正3年4月1日以前

鉄人28号

法テラス八雲通信 vol.28

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小林 佑輔



■弁護士は、まさに鉄人28号です。ヤミ金業者をやっつける正義の味方にもなれば、死刑が予想される凶悪犯の弁護を担当する「一見すると」悪魔の手先になることもあり得ます。事件があれば現場に飛んで行きます。そこが、他の職業との大きな違いといえるでしょう。

■ところが、法テラスの弁護士は、中立的立場であるといった誤解を受けることが多いようですが、第一に、弁護士です。

■ここで大事なことは、弁護士は、依頼人の正当な利益・権利のために最大限尽くすということです。ですから、時には国にケンカを売るといっても、ためらいなくやりまします。逆に、当事者の仲裁をすることはできません。あくまでも、依頼人の味方なのです。

■もしも、あなたに理不尽なことがあったならば、声をあげてください。あなたの味方になります。ただし、いくらかの報酬は頂きます（お金のない人は、無利子で月5,000円の分割払いができます）。

■当事務所は、森田・小林の2人体制になり、さらに法律相談が可能な時間が増えました。一定の資力基準を満たした方については、お一人3回まで、無料での法律相談も行っていきます（資力基準の詳細については、お問い合わせ下さい）。相談を希望する方は、「法テラス八雲法律事務所（☎050-3383-8366）」までお気軽にお電話をお寄せ下さい。また、「法テラス江差法律事務所（☎050-3383-5563）」もあわせてご利用ください。